

令和8年度 第3回宇和島市地域公共交通活性化協議会

議事要旨

○日 時：令和8年10月5日（月）13:30～15:00

○場 所：宇和島市役所 地下会議室

○出 席：22名中14名（欠席8名）

西本委員、宮本委員、木村委員、船田委員、水野委員、大内委員、松本委員、
齊藤委員、伊勢屋様（山本委員代理）、大谷様（窪委員代理）、中岡様（末光
委員代理）、清水様（森田委員代理）、山本委員、甲斐委員（順不同、敬称略）

○オブザーバー：愛媛県南予地方局地域産業振興部地域政策課 毛利課長

○事務局：宇和島市 企画政策部企画課、吉田支所、三間支所、津島支所

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）協議事項

○議案第1号

官民地域共創によるドア・ツー・ドアの輸送推進事業について
（公共ライドシェアの実証運行エリア、住民説明会等）

発言者	発言要旨
事務局	（資料1に基づき、議案第1号の内容について説明。）
委員	アプリを使いこなせるかがポイントになると思うが、遠くにいる親族が代理で予約をできたりするか？ また、高齢者は印刷して手元に置きたいという意向もあると思うが、そのような機能もあるのか？
事業者 （CBA（株））	登録していない方でもダウンロードすれば活用できるが、予約しようとしている方のIDを知っておく必要はある。ただ、どうしてもアプリ予約ができない方は電話予約もあるので活用いただきたい。次に、紙での印刷については予約の一覧表を作成でき、それをCSVとして出力は可能。このデータを紙媒体とする作業は必要だが、今回の実証運行期間中に私どもは宇和島市へ頻繁に來させていただき、また旧成妙保育園にも滞在する機会も多くあるので、ぜひそこで対応できたらと考えている。
委員	その点も、今後の説明会にてぜひお知らせしてほしい。
事業者 （CBA（株））	了承した。
委員	タクシー料金の80%上限があるのは理解したが、今回のライドシェアにおける料金はタクシーの何%くらいの料金設定となっているのか。

事業者 (CBA (株))	距離換算すると約５～７割程度に抑えている。
委員	予約については早いもの勝ちという認識でよいか。例えば５名予約があり、２名が先、そのあと３名という予約の場合、あとの３名は予約が取れなくなるといったこともあるのか。
事業者 (CBA (株))	おっしゃる通り。ただ今回は相乗りも可能としている。例えば、１名ずつ予約があり、あとの予約者には相乗りでの乗車でもよいか、何分くらい待ってもらうがよいかなどの相談はさせてもらう。
委員	資料５ページのA14とA15のバスは違う車両か？ 【補足】 今回ライドシェア化するバスの路線のうち、ライドシェア化する路線を黄色セルで着色（A10～A14、A16）。A15はライドシェア化から外れている。
事業者 (CBA (株))	同じバスの路線である。
委員	A14の時間帯で予約された距離によって、A15の時間帯に入ってしまうなどという状況も想定されるが、その点はどのように対応するのか。
事業者 (CBA (株))	GPS機能を設けて距離を算出できる体制にしており、たいだいの戻る時間を計測できるため、その情報を基に予約可否を判断する。
委員	では、A14の時間帯で予約したいが、距離的にA15に戻れないと判断した場合にはお断りすることも想定しているのか。
事業者 (CBA (株))	おっしゃる通り。ただ、そのようなケースが多くなれば、実証運行期間中にA15もライドシェア化するという協議も必要ではないかと考えている。それも含めての実証とご認識いただきたい。

※議案第１号は、賛成の拍手多数により承認。

○議案第２号

自家用有償旅客運送の変更登録について（コミュニティバス）

発言者	発言要旨
事務局	（資料２に基づき、議案第２号の内容について説明。）
	（質問なし。）

※議案第２号は、賛成の拍手多数により承認。

○議案第３号

令和９年地域公共交通計画（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の変更について

発言者	発言要旨
事務局	（資料３に基づき、議案第３号の内容について説明。）
委員	実証運行に伴い、申請の目標運行回数や目標利用者数を変更するが、補助が受けられなくなったりはしないとの説明であった。補助金額が実証運行期間分だけ減らされるといった影響はないのか。

事務局	フィーダー補助金については、系統路線全体に対する補助額が決まっており、要件を満たせばその金額を実績に応じて配分する。四国運輸局とのやり取りの中では金額に対する影響はないと確認している。
-----	--

※議案第3号は、賛成の拍手多数により承認。

(2) 報告事項

①日本版ライドシェアの進捗について

発言者	発言要旨
事業者 (CBA (株))	(事業者 (CBA (株)) より説明。)
委員	ドライバーの方について、時間のある方であれば正規職員として雇った方がいいと思うが、今回のように空いた時間を有効活用するとなると非正規雇用のイメージがある。その場合、下請けのような印象を受ける。今日運転してほしいとタクシー事業者から言われると、断りにくくなるのではないかと心配がある。もちろん、実証しながら見えてくる部分はあると思うが、どのようなイメージをお持ちか。
事業者 (CBA (株))	まず日本版ライドシェアの場合、雇用に入ることが前提。また、国に申請を出して認められた時間帯しか運行できないことから、その時間帯に合う人にドライバーになってもらう。心配面のところは発生しないと認識しているのでご安心いただきたい。
委員	了承した。タクシー事業者に雇用されるということは、事故したときなどは正規職員と同様の扱いでありメリットとを感じる。ちなみに免許は二種が必要か。
事業者 (CBA (株))	その認識で相違ない。また免許については二種は不要。定められた研修は必要だが、それ以外に任意で、今回実証運行いただく2事業者は練習への協力や事業者の方が乗車して直接運転を確認するなど、安心できるドライバーの選定をするとのこと。
委員	運用する範囲はどのあたりか。
事業者 (CBA (株))	前提として宇和島圏域（宇和島市、愛南町、松野町、鬼北町）での運行であるため、出発もしくは到着の片方が宇和島市である必要がある。もちろんタクシー事業者が運行するので、コントロールが難しい面もある。
委員	利用者としての料金的なメリットはないか？
事務局	タクシー料金と同等の料金となる。
委員	今までタクシーが配車できなかったときに配車できるようになるというメリットか。
事務局	その通り。また運行の面で補足すると、宇和島圏域での運行とお伝えしたが、実際の配車のことを考えると、例えば三間タクシー様であれば三間地区がメイン、四国自動車交通様であれば旧市内や吉田町などになると想定される。情報連携しながら運行していく。
委員	日本版はほぼタクシーのようなものであるからタイムリーに呼ぶことができるのはメリット。公共ライドシェアのように1時間前の予約

	が必要ではないという認識はできた。
事業者 (CBA (株))	ただ、タクシー事業者様はそれぞれのエリアで運行しており、タクシー事業者が配車できない場合に日本版ライドシェアが配車されるので、呼ぶ場所によってはお待ちいただく可能性があることはご認識いただきたい。
	(その他、質問なし。)

②自動運転実証運行事業の進捗について

発言者	発言要旨
事務局	(資料に基づき説明。)
委員	車両にはドライバーは乗らないのか。
事業者 (CBA (株))	ドライバーは乗車し、何かあった際のハンドル操作などをする。
委員	大変しみな取組である。運行に通信局を数か所設置することであるが、仮に1箇所通信局が故障した場合、車両は自動的に停車するのか。通信を補完し合って動くことは可能なのか。
事業者 (CBA (株))	通信局が故障する箇所によるが、補完可能なケースもある。通信が途絶えるような故障があった際には、まず車両は自動的に停車する。その後、手動の運転に切り替わるためドライバーが操作する。
委員	10月1日に三間町の自治会長などを対象に事前説明会を開催したとのことであったが、参加の皆さまは受け入れてくれたか。
事業者 (CBA (株))	皆さま、1回は乗車したいとお言葉は受けた。予約制とのことでは乗れるのかという不安な点や実証だけで終わらないために未来をどう考えているのかなどといったご意見もいただいた。未来のビジョンもお伝えしながら、皆さまと一緒に考え、進めていきたいとお伝えした。
	(その他、質問なし。)

③令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトについて (モビリティ人材・組織育成タイプ)

【官民共創によるモビリティ運用体制の強化に向けた組織構築事業】

発言者	発言要旨
事務局	(資料に基づき説明。)
	(その他、質問なし。)

6 閉会

15:00終了